

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020413001	2年 4月13日	2年 5月25日	2年 6月24日	行政書士法の改正	行政書士法が、法令違反を誘発したり、現代の通信環境や労働環境に合っていないなど、行政書士自身が国民に対して権利を濫用するような条項があったりしているため、改正すべきである。  ・行政書士法第1条の3第3号について、何の行為の代理人だか不明確なため、非弁行為を誘発している。契約締結の代理人であれば、依頼に応ずる義務と誠実に業務を行う義務がある以上、契約当事者間の意見の相違により紛争が起きた場合、対処する条項が無い上に非弁行為に及ぶことも想定される。非弁行為回避のために、この条項は削除すべきである。 ・行政書士法第8条第1項から第3項について、国や自治体テレワークや在宅勤務を推奨している中逆行している条項である。また、感染症が発生している中で、このような条項は、行政書士、使用行政書士、補助者、その他事務所のスタッフを生命の危険にさらすものである。通信環境の発達により、携帯電話の番号を登録すれば行政書士法第11条違反は回避できるものとする。この条項については、感染症の収束のめどが立たない以上、早急な改正を求める。 ・行政書士法施行規則第8条について、依頼を拒否する場合依頼者の求めがあるときは事由を記載した文書を交付しなければならないとあるが、外国人から依頼を受けた場合、会話はできるけれども日本語が読めないケースがある。文書だけでなく口頭での説明でも対応できるようにしてほしい。 ・作成した文書への押印について、電磁的記録について対応していない。また、行政書士の電子証明書の署名の代わりにクレジットカードやマイナンバーの電子署名を行っている行政書士がいると聞く。マイナンバーが普及した場合、記録の署名について行政書士と非行政書士の区別がつかなくなるので対応すべきである。	個人	総務省	行政書士は、行政書士法第1条の3第3号により、第1条の2の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することができることとされています。  ②行政書士はその業務を行うための事務所を設けなければならない。かつその事務所を二以上設けてはならないこととされ、使用人である行政書士等はその業務を行うための事務所を設けてはならないこととされています。(行政書士法第8条)  ③行政書士は、正当な事由がある場合において依頼を拒むときは、その事由を説明しなければならない。依頼人から請求があるときは、その事由を記載した文書を交付しなければならないこととされています。(行政書士法施行規則第8条)  ④行政書士法施行規則第9条第2項において、「行政書士は作成した書類に記名して、職印を押しなければならない」とされていますが、電磁的記録は同項に定める書類には含まれないものとされています。	行政書士法 行政書士法施行規則	①・③ 対応不可  ②・④ 現行制度下で対応可能	①行政書士法第1条の3第3号は、弁護士法第72条の規定が争訟性のない、代理契約について弁護士以外の者が行うことを禁じているものなことを前提に、行政書士が代理人として契約その他の書類を作成することができることを明らかにしたものです。行政書士は弁護士法等の他の法律によりその業務を行うことが制限されているものは行うことができないところ、行政書士が行うことができる業務の範囲を明らかにするため、本条項は必要であるとされています。  ②行政書士法第8条の趣旨は、責任の所在を明確化し、また、複数の事務所を持つことにより業務の正確かつ迅速な遂行が妨げられないようにするためのものでもあり、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではありません。  ③行政書士は、正当な事由がある場合であれば依頼を拒むことができないとされており(行政書士法第11条)、依頼人から特に求めがあった場合に文書を交付しなければならないものとされているのは、当事者間において拒否事由の認認に困難をなくすとともに、記録を濫用する虞であることから、口頭のみによる説明は認められません。  ④行政書士が作成する書類は多岐にわたるところ、作成した書類を本人が作成したことを証明するため、電子証明書による署名を行う場合において、いかなる署名によるべきかは、その書類作成の趣旨や目的、書類の性質から判断されるべきものと考えています。なお、日本行政書士会連合会においては行政書士電子証明書の使用を推進していることでもあり、その趣旨について、行政書士電子証明書の発行及び執行等に関する規則を設けていることと承知しています。		
020418002	2年 4月18日	2年 5月25日	2年 6月24日	有効な法令データのインターネット公表	e-Gov法令検索において公表される法令のデータについて、現行日本法規と連動させる等により、月次更新の最新版とすること。	現在、e-Gov法令検索の省令データは施行時の更新とはなっており、例えば教育職員免許法施行規則は平成31年4月1日に改正省令が施行されたにもかかわらず、本日(令和元年4月18日)時点で反映されていない。 一般に、国民が法令にあたる場合、e-Gov法令検索を頼りとするのは多いものと考えられること、省令を中心に、官報がしらか最新版のデータが得られない現状では、最新の制度についての正確な情報を得ることができない。 特に、金融法制等は規制が日進月歩となること、制度上の枠組みとして最新版の府省令の公表が担保されていない実情は、投資家の正当な利益を阻害する要因とも考える。また、許認可等の申請にあたっては、制度上官報からしか正確な規定ぶりを知ることができないため、いたずらに申請者の時間浪費させることとなる。このため、現行日本法規のように編纂を民間委託している既存の枠組みをもとに、e-Gov法令検索のデータを作成するべきものとする。	個人	総務省	e-Gov法令検索では、公布された法令について、法令の所管省庁等が官報等により確認を行った上で作成した法令データを広く公開しています。	なし	その他	・府省令・規則は各府省等において制定されるものであり、国民に広く公開される法令データについては、当該府省令・規則を所管する各府省等の責任において作成することが適当であると考えます。 ・更新に時間を要している法令については、適時に更新を行うよう各府省等に促してまいります。	
020427001	2年 4月27日	2年 5月25日	2年 8月26日	新型コロナウイルス感染症防止を妨げる電子署名法改正提言	電子署名法(平成12年法律第102号)は、2000年の立法から20年経過したにもかかわらず、主流となった「クラウド型電子署名」に未対応である。従来から問題点は指摘されていた。 しかし、法律の不備により、新型コロナウイルス感染拡大という緊急状況下において、企業が、書面から「電子契約」に迅速・大胆に移行することを著しく妨げている。法律の不備は、当会の組織内弁護士らをして、緊急事態宣言下において、ハンコのための出社1を余儀なくする制度的欠陥として、この顧問問題が顕在化・拡大している。 日本政府においては、電子署名法の問題点を取り上げ、調査の上、早急に法改正を含む必要な措置を講じられたい。	日本組織内弁護士としては、2020年4月27日付「新型コロナウイルス感染症防止を妨げる電子署名法の改正に関する提言」の提出を希望しております(パワーポイントファイルのためこちらに添付できておりません)。 1,600名を超える企業・組織の法務部門の第一線で働く組織内弁護士の会員を擁する日本組織内弁護士協会としては立法事実の収集、専門的知見の提供、「ハンコのために出社」といった現場の声と必要な協力を行えると考えております。 問題(1/3):電子署名法第3条に「本人による電子署名」が「リモート署名(クラウド型電子契約)をカバーしていない」と解釈されている不備、および「電子署名」の定義自体に疑念(2/3)。電子署名法による推定対象は、法人の代表者や役員等による電磁的記録を対象としない不備 問題点(3/3):法人の実印を代用できる電子署名は、事実上法務省(法務局)発行の商業登記電子証明書による電子署名に限定されている不備 ご連絡:詳細については、もメールご連絡をいただければ幸いです。提言書を事務局に電子メールでご提出いたします。また、本会では明日(28日)の会議前まで(27日まで)に直接ご面談を得て提出したかったため、別ルートで本内容と同じ連絡が相前後いたしました。当方の不手際であり、ご容赦いただければ幸いです。	日本組織内弁護士協会	総務省 法務省 経済産業省	電子署名法第3条のこれを行うために必要な符号及び物件における「物件」とは、公開鍵暗号方式を利用した電子署名では、「符号」である署名鍵が格納された物理的な媒体を指すとともに、「(これら)を適正に管理することにより本人だけが行うことができることとなるもの」とは、署名鍵が格納された物理的な媒体が、本人以外に使用不可能な方法で管理され得ることを指すものと解されます。つまり、「物件」については、ICカード等の本人のみが携帯できる媒体に限定しているものではないため、「リモート署名」(リモート署名事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で、利用者自らの署名鍵を用いて電子署名を行うもの)であっても、本人以外の者が署名鍵を使用できない方法で管理され得るであれば、電子署名法第3条の要件を満たし得ると解されます。 また、利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関しては、総務省・法務省・経済産業省において、その考え方をQ&A等で明らかにしています。 電磁的記録の真正な成立の推定に関する電子署名法第3条の規定は、電磁的記録に記録された情報について、電子署名名を行った者を作成者として、真正に成立したものと推定することを定めるものであり、電子署名を行った者の属性にかかわらず適用されます。そこで、電子署名法第3条は、電子署名を行った者が法人の代表者や役員等であっても、同条の要件を満たす場合には、適用されることとなります。 各電子署名の詳細については、当該電子署名が付された電磁的記録に記録された情報を受け取る側において判断されるものと考えられ、登記所に提出された印鑑に相当するものと評価されるか否かについても同様であると考えられます。	電子署名法 第2条第1項 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020513001	2年 5月13日	2年 6月9日	2年 8月26日	「電子署名法の改正」に関する意見	<p>【意見書全文はこちらをご参照ください。  <a href="https://holmes.my.salesforce.com/sfci/g/#?F000002aD7F/a/7F000009868/reSng_y5d:WytTEUJ5bQoNW3TZ8ve770bk_uZ0JZA.PDF">https://holmes.my.salesforce.com/sfci/g/#?F000002aD7F/a/7F000009868/reSng_y5d:WytTEUJ5bQoNW3TZ8ve770bk_uZ0JZA.PDF</a>ファイルを送付させていただきました。下記メールアドレスまでご連絡をいただけますと幸いです】</p> <p>電子署名法3条について、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに同条に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正すること。</p>	<p>・新型コロナウイルスの拡大防止の緊急事態宣言が発令されたことを契機に、社員の命を守る必要性から、以前にも増してクラウド型電子署名サービスの導入検討が多くの企業で進んでいる。                      ・しかし、電子署名法上の推定効が及ばないことを理由に、クラウド型電子署名サービスの導入を躊躇する企業も多く、多数の社員が契約書の押印・送付のために出社を余儀なくされている。                      ・弊社が独自に実施した自社調査結果(※)によると、テレワーク時にやむを得ず出社した最も多い理由が、契約書の押印・送付のため。さらに、出社時と比べてテレワーク時に不便と感じた主な契約業務としても、契約書の押印が挙げられており、企業の生産性の低下につながっていることが伺われる。                      (※)Holmes(2020)「テレワーク時の契約業務に関する実態調査」  <a href="https://www.holmescloud.com/news/press-release/2535/">https://www.holmescloud.com/news/press-release/2535/</a>                      ・以上を踏まえ、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに電子署名法3条に定める推定効が及ぶように、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正することが、「電子署名名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という電子署名法の目的に資すると考える。</p>	株式会社 Holmes	総務省 法務省 経済産業省	令和2年7月2日に規制改革推進会議より公表された「規制改革推進に関する答申」に記載のとおり、総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に對し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにすることとしています。	電子署名法 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
020603002	2年 6月03日	2年 7月01日	2年 7月29日	オンライン(OSS申請)での自動車変更登録申請時に添付資料のダブル提出要求改善について	<p>自動車の使用者の住所変更に係るオンライン申請(OSS)においては、運輸支局に新住所の住民票を提出し、車検証の変更登録後、県税事務所にて、自動車税の変更申請が必要です。この時、自動車税事務所からも住民票の再提出が求められる。運輸支局で住所変更を確認しているものを県税事務所でも再確認することに意味がありますか。国民は、再度住民票を用意しなければならない。</p>	<p>平成29年6月9日に閣議決定した規制改革実施計画の中に、2分野別実施事項 1. 行政手続コストの削減 (2)個別実施事項において、行政手続簡素化の3原則「おなじ情報は一度だけの原則」が打ち出されているが、地方自治体である千葉県県税事務所は該当しないとの回答です。                      オンラインで申請しているのだから、必要なデータは共有すべきです。共有仕組みができていないのなら、プログラムを改修すべきです。千葉県は、添付書類のコード体系すらも未だに不十分なままである。                      また、運輸支局でチェックしたものを、別の組織で再チェックする必要が有りますか。このような仕組みが日本の労働生産性を低下させ、民間の負担を増やし、競争力の低下、海外移転、日本の空洞化につながります。                      例えば、いざコロナ発生時に、マスクから様々なものが日本でつくれない事態にいたっているのではないだろうか。                      国、地方自治体を通して、連続して行う事務手続きにおいては、オンラインの仕組みを十分活用して、ダブル提出を不要としていただきたい。</p>	個人	総務省 国土交通省	<p>自動車の検査登録手続における住所変更については、自動車登録令第14条に基づき登録の原因を証する書面として住民票等の提出が定められておりますが、自動車保有関係手続のウェブサイトサービス(OSS)の利用により、変更後の情報については、都道府県に送付される仕組みを既に構築しています。                      ただし、課税庁である都道府県が、適正な課税を行うために必要と判断した場合には、別途、住民票等の確認書類を求めることがあります。                      なお、当該手続をOSSにより申請する場合には、住民票コードも入力することで住民票の提出を省略することが可能となっています。(ただし、過去に住所変更を怠っていた等により住所の繋がりが確認できない場合には、住民票等の提出が必要となる場合があります。)</p>	なし	現行制度 下で対応 可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
020612001	2年 6月12日	2年 7月01日	2年 7月29日	実質的支配者申告書の見直し	<p>平成30年11月30日から公証人法施行規則の改正により創設された実質的支配者申告書と添付書類の作成業務については、司法書士や税理士なども実態として扱っていることから、行政書士法の規制から外すべきである。</p>	<p>公証人役場に定款認証を委託する場合、平成30年11月30日より、実質的支配者の申告書を作成しなければならないこととなった。                      この申告書には、発起人が親会社の場合、親会社の株主名簿など、支配者となる自然人を特定するための説明資料の送付が求められている。                      さらに、株主名簿などは公証人役場にあるため、弁護士を除き、行政書士でなければ策として作成することが許されていない。                      さらに、株主名簿などの説明資料の作成についても、「権利義務又は事実証明に関する書類」にあたるため、行政書士法により規制されている。                      一方で、定款認証は司法書士や税理士、中小企業診断士といった無資格のコンサルタントが法定外業務として扱っている実態がある。                      そこで、実質的支配者申告書と添付書類の作成については、行政書士法の規制から外すべきである。</p>	個人	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款認証制度は、会社法(平成17年法律第86号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公証人法(明治41年法律第53号)等の規定に基づき、株式会社等がその設立時に作成する定款について、公証役場において公証人がその認証を行うものであり、株式会社等の定款は当該認証によって効力を生じるものとされています。</li> <li>行政書士法第1条の2第1項において、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするものとされ、同法第19条において、行政書士又は行政書士法でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、これらの業務を行うことができないものとされています。</li> <li>定款認証は公証人に対して必要な書類を提出して認証事務を委託するものであり、定款認証の委託に係る書類の作成は「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」の作成にあたり、行政書士法に基づく行政書士の業務であると解されますが、他の法律に別段の定めがある場合には、これらの書類の作成を行政書士でない者が業務としてなし得るものです。</li> </ul>	行政書士法	対応不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款認証を公証人に委託する際に必要な書類の作成は、左記(制度の現状)のとおり、法律の規定に基づかない限り、行政書士でない者が業務として取り扱ってはできません。行政書士でない者が法定外の業務として取り扱っている実態があるとの指摘については、総務省としては、総務省としては個別の事案は承知してはいますが、法律に基づかないものであれば行政書士法に抵触するものと認識しています。</li> <li>行政書士法は、有資格者のみに一定の書類の作成を認め、もって国民の利便に資することを目的としています。このような趣旨が踏まえれば、仮に法律に基づかず業務として取り扱っている者がいたとしても、そのことを理由として、行政書士法を改正し行政書士でない者が業務として取り扱えるようにすべきものとは考えていません。</li> </ul>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020622004	2年 6月22日	2年 8月6日	2年 9月25日	行政書士の事務所規制	行政書士法第8条において、行政書士の事務所は「1カ所が原則」とされているが、コロナ禍において、テレワークがどこまで可能かどうかについて、必ずしも明確ではない。 短期的には、テレワーク自体は過度な負担なく広く可能であることを、具体的な運用を示しながらガイドライン等で明確化するとともに、税理士のリモートワークについて、グリーンゾーン解消制度で認められたモデル就業規則のような方を、行政書士でも横展開してはどうか。 中長期的には、2カ所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべき。	行政書士法上の2カ所事務所禁止規定については、規制改革推進会議における「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度見直し要望」への対応についての回答」(5月18日公表、新経済連盟要望)において、「行政書士法第8条における行政書士の事務所に関する規定は、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではないが、日本行政書士協会連合会からテレワークに関して協力依頼があれば適切に対応して参りたい」との回答が示されている。 上記の通り、テレワーク等は妨げられないとされているものの、具体的な指針もなく、自宅等のテレワーク先が主たる業務の事務所と認定される要件も明確にされていない。法令違反になる可能性を排除できないため、テレワークに対する強い懸念や萎縮効果が残り、多様な働き方の妨げとなっている。 したがって、短期的には、具体的な運用を示しながらガイドライン等で明確化するとともに、税理士のリモートワークについて、グリーンゾーン解消制度で認められたモデル就業規則(https://www.free.co.jp/advisor/works/regulations/)のような方を行政書士に關して横展開することを提案する。さらに、中長期的には、2カ所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべきである。 (参考)新経済連盟「コロナ問題を契機とした労働法制の見直し等」 https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/06/20200605document.pdf	新経済連盟	総務省	行政書士は事務所を二以上設けてはならないこととされ、使用者である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならないこととなっています。(行政書士法第8条第2項及び同法同条第3項)	行政書士法	その他	行政書士法8条の規定は、行政書士が業務を行うための事務所を二以上設けるような場合には、責任や責任追及等の際に支障をきたすおそれがあることや、複数の事務所を持つことにより業務の正確かつ迅速な遂行が妨げられないようにするために設けられた規定であり、リモートワークをはじめとする、事務所以外の業務を一通りに進める規定ではありません。 上記のとおり執務場所の規制がないことより、行政書士の実態として、自宅を事務所として業務をされている方が一定数いることから、これまでに行政書士、行政書士法人からテレワーク勤務を実施するにあたっての具体的な要望や問合せがあげられていない状況であり、現時点では、日本行政書士協会連合会から会員(行政書士)に対し、指針等を示してはいたないと考えます。 今後、日本行政書士協会連合会において会議等の場を通じて、会員の実態・ニーズの把握に努め、リモートワークに関するガイドライン作成等にあたり協力依頼があれば、総務省として行政書士法の趣旨等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。	
020818001	2年6月18日	2年 9月1日	5年 5月17日	遺言書に係る行政書士法と司法書士法の独占業務の緩和	提案事項(1) 遺言書の原案作成や、遺言書に添付する財産目録は、行政書士の独占業務であることを、法務局において案内する。 提案事項(2) 司法書士は、遺言書保管制度の相談や作成業務は扱えるが、財産目録や遺言書の原案作成は扱えないことを、法務局において案内する。 提案事項(3) そもそも遺言書は行政書士の業務に当たり、司法書士は本来業務ではなく、相談のみを扱えるに過ぎないため、遺言書保管制度の申請書については、行政書士が付帯業務として扱えるようにする。 提案事項(4) 総務省と法務省は、行政書士が遺言書保管制度の申請書の作成や相談を扱い、司法書士が財産目録や遺言書の原案を作成できるように、相互に規制緩和をするべきである。	司法書士は、法務局に提出する書類の作成及び相談について独占業務としており、行政書士は備化申請などを除き、原則として法務局への扱えないこととなっている。そのため、令和2年7月10日に開始した遺言書保管制度の申請書については、行政書士は助言すら行うことが出来ない。 一方、行政書士は、権利義務・事実証明の書類の作成を独占業務としていることから、司法書士は遺言書に添付する財産目録の作成や、遺言書の原案作成を業とすることは出来ないこととされている。 そのため、司法書士は遺言書保管制度の申請書の作成は扱えるが、遺言書の財産目録の作成や、遺言書の原案作成は扱えないこととなっている。 つまり、自筆証書遺言や公正証書遺言の公証依頼に際しては、法務局に提出する書類を法務局が扱っている業務であって、司法書士は相談業務のみ関与しているに過ぎなかった。 ところが、法務局には、遺言書保管制度の案内において、弁護士と司法書士のみが扱えることとされており、行政書士は扱えないこととされている。したがって、行政書士は扱えないこととされている。そのため、規制の緩和と行政書士が遺言書業務を扱えることの明確化を提案する。	個人	総務省 法務省	【総務省】 行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、同条第2項は、「行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。」と規定しています。また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。 【法務省】 遺言書の保管の申請に係る申請書等の作成業務は、当該申請書が、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類に該当する」と規定していることとされ、司法書士の専属業務となります。 その上で、遺言書情報証明書の交付の請求書(法務局における遺言書の保管に関する法律第9条第4項)又は遺言書保管事実証明書の交付の請求書(同法第10条第2項において準用する第9条第4項)の作成に関しては、司法書士以外の士業者が法令に規定する当該士業者の業務の遂行に当たってこれらの証明書を第三者に提出する必要がある場合に限り、正当の業務に付随して行う業務として司法書士法第73条第1項の規定に抵触しないこととなり得るものと解されます。	行政書士法第1条の2、第19条 司法書士法第3条第1項第2号	対応不可	(1)、(2)について【法務省】 法務局において所管外の行政書士法の解釈に関する案内等の対応することは困難です。 (3)、(4)について【総務省・法務省】 行政書士法第1条の2第2項は、行政書士は官公署に提出する書類の他権利義務又は事実証明に関する書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないものとされています。 そして、法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき各種の申請等に関して必要となる申請書は、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類に該当する」と規定していることとされ、司法書士の専属業務に当たると認められます。このため、遺言書情報証明書の交付の請求書の作成については、各士業者が各士業法の規定する業務の遂行に当たり、これらの書面を取得する必要がある場合に限り、正当の業務に付随して行う業務に当たり、司法書士法第73条第1項には抵触しない場合が限られます。 本制度は、個別の例外規定はないことから、各士業法の独占業務に付随して行われる業務と認められる業務を行うことは困難です。	
020705001	2年 7月05日	2年 8月6日	2年 9月25日	建設業土木工事の主任技術者へ、電気通信主任技術者(線路)を専任できるようにする。	電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者は、建設業法における電気通信工事の主任技術者として位置づけられています。 一方、電気通信主任技術者(線路)の試験において、「通信土木」が含まれており、実際に土木工事を実施することがあります。 電気通信主任技術者は元々「建設工事における施工の技術上の管理を適切に行うことのできる資格」であり、試験範囲に合わせ、5年以上の実務経験を有する者は「土木工事」の主任技術者に位置づけられることが可能と考えます。 なお、主任技術者専任範囲は試験範囲に合わせ、土木工事業、とび・土工コンクリート工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業が適当と思われます。		個人	総務省 国土交通省	建設業法施行規則第7条の3	対応不可	電気通信主任技術者試験については、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要となる専門的知識及び能力について行うものであり、電気通信工事の主任技術者と同等と認定していることとす。土木一式工事を含め、電気通信事業以外の建設工事の主任技術者と同等であるとは、現時点では考えておりません。		
020825001	2年 8月25日	2年 10月6日	2年 10月27日	行政書士となる資格から税理士となる資格を有する者を除外すべき	行政書士法2条では、行政書士となることができるものの資格として税理士となる資格を有する者、一定の公務員を挙げている。しかし、行政書士が作成する書類は権利義務に関するものを含み、今般の法改正でもこの点強調されるに至ったからには、私は試験科目にない税理士や許認可行政のみしか知見がない公務員は除外すべきである。 加えて、公務員についても、大学以上を卒業し専門科目として法律を含む試験に合格していない者について、なぜ私法が理解できるのか、はなはだ疑問である。公務員出身者であっても、司法書士と同様、総務大臣が行政書士の業務を行うに必要な知識及び能力を有すると認められたもの、に限すべきである。	行政書士法2条は -行政書士試験に合格した者 -弁護士となる資格を有する者 -弁理士となる資格を有する者 -公認会計士となる資格を有する者 -税理士となる資格を有する者 -国又は地方公共団体の公務員として一定期間、行政事務を担当した者は行政書士となる資格を有するとしています。	個人	総務省	行政書士法	対応不可	税理士は、税務官公署に提出する税務書類を作成することを業としており、税理士法第5条の2において、行政書士が一定の租税に關し、税務書類の作成を業としてすることができることから、両者の業務には一定の類似性があり、官公署に提出する書類等を適正に作成し得る能力があると認められるものとする。 また、公務員についても、自らの職務として文書の立案作成、審査等を行う事務に一定期間(原則20年)従事した者については、行政書士の主たる業務である官公署に提出する書類の作成に相当精通していると考えられるものであり、官公署に提出する書類等を適正に作成し得る能力を有するものと認められるものとする。 以上より、税理士となる資格を有する者、公務員について、行政書士となる資格を有する者から除外する必要はないと考えます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827015	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	電子契約化の更なる加速のための環境整備	物理的な書面の交付を義務付けている法令は、当事者の反対がなければ電子書面交付で可とするよう、法令を改正するべきである。現在法令改正に向けて社会実験等を行っている法令については、その動きを更に加速させるべきである。企業が、電子契約の導入コストを上回るメリットを実感できるよう、経済的メリットや、今般行われた電子署名に関する法解釈について企業に対して更に周知を図っていくべきである。	定期賃貸借契約(借地借家法22条、38条1項)の締結や、宅建業者の重要事項説明書(宅建業法35条)等、物理的な書面の交付を義務付けている法律の存在により、書面の電子化が妨げられていることから、法改正を急ぐ必要性が高い。また、企業における導入コストについては、官民あけて様々なアプローチが構想されているところであるが、サービス利用料、社内規程の変更、新しい運用フローの構築、社員との電子契約に関する理解を進めるためのコミュニケーション等の導入コストなどの課題があると考えられる。周知徹底活動については、継続的にかつ強力に取り組んでいきたい。	日本IT団体連盟	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省	【前段】 宅地建物取引業法(以下「法」)第35条において、宅地建物取引業者は、宅地もしくは建物の売買、交換若しくは賃借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは賃借の各当事者に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に關し、その売買、交換又は賃借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引主をして、少なくとも法第35条第1項各号に掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならないこととされている。【後段】 電子署名法については、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」に関して、本年7月17日に第2条第1項(定義)関連、9月4日には第3条(電磁的記録の真正な成立の推定)関連の解釈を、総務省、法務省及び経済産業省からQ&A形式で公表しているほか、各種講演等の機会を捉えて周知を図っています。	【前段】 宅地建物取引業法第35条 【後段】 電子署名法第2条第1項、第3条	【前段】 検討に着手 【後段】 対応	【前段】 消費者保護や後日の紛争防止等の観点から、宅地建物取引業者は、購入者等に対し、宅地建物取引主をして、法第35条第1項各号に掲げる事項について記載した書面(重要事項説明書)を交付して説明しなければならないこととされています。現在、法令を遵守しつつ、重要事項説明書等を電磁的に交付した上で、IT重臨を行うなど、書面の電子化に向けた社会実験を実施しており、今後、書面電子化を可能とするよう措置する予定です。【後段】 電子署名法の解釈については、左記のとおり、Q&A形式で既に公表しているところですが、引き続き各種講演等の様々な機会を活用し、更なる周知を目指してまいります。	
020827016	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	電子署名にかかわる問題の改善	電子署名に関する真正性の推定について、電子署名法3条の対象範囲の拡大、あるいは真正性の推定に係る解釈指針や立証方法の策定を進めるべきである。また、法人(≠法人の代表者)が作成名義人となる場合も法改正により同法の対象と明記してはどうか。加えて、電子署名の法的安定性の確保のために、電子契約サービス事業者間の相互運用性の確保について、国として検討を頂きたい。相互運用性の確保が難しいれば、多くのベンダーが存在することを前提として無権代理を防止する仕組みとして、企業に、電子署名に用いるメールアドレスを公的に登録させ、それを開示することも考えてはどうか。	電子署名法3条の解釈についてすでに幾つかの解釈が政府から示されているところであるが、電子署名法の適用があることが明らかでない方法による場合、成立の真正の立証方法が複雑であるばかりか、判断もなく、立証に成功するかどうかは不明である。これが、企業が押印から電子署名による契約に移行する際の懸念材料となっていることから、引き続き対策を進めるべきであり、その方法としては、解釈指針のみならず、裁判上の立証方法についての検討を官民で行い、これを公表することが有益と考えられる。商業登記の添付書類にできる代表者の電子署名については、登記所自身が発行する電子署名(商業電子署名)に限定されていた状況から、いくつかの民間事業者の電子署名も可能とすることが法務省から示されているが、対象をさらに拡大することも検討してはどうか。電子署名法では、法人自身が作成名義人の場合が想定されており、あくまで自然人が署名者となるが、法人における実態を踏まえれば、法人自身が名義人となる署名者を正面から認めていくべきではないか。また、電子契約については、電子契約サービスのシステムの不具合や、サービス事業者のサービス終了のリスクや、電子契約サービスのシステムが複数存在していることによる管理コスト増大の課題がある。認証の融通、引継ぎ等の課題についても検討を始めるべきと考える。こうした相互運用性の確保が難しいれば、多くのベンダーが存在することを前提として無権代理を防止する仕組みとして、企業に、電子署名に用いるメールアドレスを公的に登録させ、それを開示することも考えてはどうか。	日本IT団体連盟	総務省 法務省 経済産業省	・電子署名法第3条については、本年9月4日に解釈を総務省、法務省及び経済産業省からQ&A形式で公表しています。 ・電子署名は自然人に紐づくものであり、電子署名法で認定している認定証業務において発行される電子証明書の対象は、自然人に限定されています。 【商業登記関連】 ・商業登記のオンライン申請において、申請書情報又は添付書面情報に電子署名をする者が印鑑提出者(法人の代表者)である場合は、添付すべき電子証明書は商業登記電子証明書に限定されているもの、それ以外の者が添付書面情報に付す電子署名に関する電子証明書は、商業登記電子証明書に限定されていません。	電子署名法第3条 その他 【商業登記関連】 検討を予定	・電子署名法3条の解釈については、左記のとおり、本年9月4日にQ&A形式で公表しています。また、民事裁判における電子文書の成立の真正に関する証明については、当該解釈を踏まえ、個別の事案ごとに推定規定の適用を含め当事者において検討されるものと認識しております。 ・法人そのものが契約書の作成名義人となることは想定されませんが、電子データの発行元(職法人を含む)を明確にする仕組みについては、総務省の「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において、議論を進める最中です。 ・「電子契約サービス事業者間の相互運用」がどのような状態を目指すのか必ずしも明らかではありませんが、事業者間の相互運用性が電子署名法の法的安定性に影響を及ぼしているとは認識しておりません。今後、同法の法的安定性に影響を及ぼす事態が発生した場合には、適切に検討してまいります。 【商業登記関連】 ・商業登記手続においては、オンライン申請の利便性向上等の観点から、本年6月19日以降順次、添付書面情報に使用することができる電子証明書(商業登記規則102条第5項)の追加を行い、民間事業者のサービスを活用することを可能にしており、その利用範囲についても、引き続き検討してまいります。		
020827017	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	官民間取引の標準様式の制定とデジタル化、オンライン化の推進	官民間の取引において、契約分野ごとに標準様式を定め、国の出先機関や自治体ごとの専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準様式の提出を可能とすることはどうか。また、押印についても原則廃止してはどうか。官民間の取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてはどうか。	国取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の高商價に移行するにはほど遠い状況である。障壁のひとつが、官民間の取引(国・自治体とも)に関する文書と考えられる。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。上記の対応により、民間企業の全面的な商習慣の変革にもつながることが期待される。	日本IT団体連盟	行政改革推進本部事務局 総務省 財務省	【行政改革推進本部事務局】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を自注にフォローアップを行うこととされています。 【総務省】 地方公共団体における入札・契約に関わる書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められるものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではない。また、当該書類については電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はありません。 【財務省】 「国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む)。以下、同じ。」、は、会計法令上、特定の様式を定めています。「国の契約に関する文書」において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 なし 【総務省】 地方公共団体の長の規程等 【財務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準様式について、今年度内に作成することとしている。なお、この標準様式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めています。 【総務省】 検討を予定 【財務省】 対応 【財務省】 現行制度下で対応可能	【行政改革推進本部事務局】 当事務局では、各府省及び独立行政法人における、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進しております。なお、様式の統一については、実務上の影響を踏まえ、別途検討が行われるべきものと考えられます。 【総務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準様式について、今年度内に作成することとしている。なお、この標準様式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めています。 【財務省】 国の契約に関する文書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです。ただし、電子調達システムを用いて電子的に契約書を作成することも可能であり、その場合、押印は不要です。また、電子調達システムを用いることで、契約書の他、請求書等を電子的に作成し、提出することが可能です。		

